

令和6年度 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議 介護予防・活躍推進に関する会議

日時：令和7年2月3日（月）18：00～19：30
会場：北九州市役所 3階 大集会室

次第

1 開会

2 議事及び報告事業

(1) 北九州市しあわせ長寿プランの推進について

資料1

別添：リーフレット「北九州市しあわせ長寿プラン（概要版）」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001106796.pdf>

(2) 活躍推進の取組みについて

資料2

参考資料：「北九州市しあわせ長寿プラン取組調書」（抜粋）

- ・「^いろど^り彩・長寿・しあわせサミット」の開催
- ・地域の人材創出検討事業座談会の実施

(3) 介護予防の取組みについて

資料3

参考資料：「北九州市しあわせ長寿プラン取組調書」（抜粋）

- ・頭と体のいきいきトレーニング教室
- ・難聴（ヒアリング・フレイル）啓発の取組み
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

別添：一般向けちらし「加齢に伴う難聴は早期発見が大切！」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001098260.pdf>

別添：支援者向けパンフレット：「加齢性難聴を理解する」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001124523.pdf>

3 その他

4 閉会

介護予防・活躍推進に関する会議 構成員名簿

任期：令和５年４月１日～令和８年３月３１日

氏名	所 属	備考
有山 由紀子	公益社団法人福岡県栄養士会 北九州支部長	交代
石田 力大	公益社団法人北九州市歯科医師会 理事	
伊藤 直子	西南女学院大学 教授（副学長）	代表
小畑 由紀子	北九州市食生活改善推進員協議会 会長	（欠席）
菊池 勇太	合同会社ポルト 代表社員	
木庭 幸彦	北九州市健康づくり推進員の会 会長	
下田 良雄	市民構成員（公募）	
田村 香代子	NPO 法人日本健康運動指導士会福岡県支部 理事(事務局長)	
中川 裕二	公益社団法人北九州市シルバー人材センター 事務局長	（欠席）
永野 忍	公益社団法人福岡県理学療法士会 総務局長(理事)	
宮崎 多佳子	社会福祉法人北九州市社会福祉協議会周望学舎 事務課長	
宮本 香織	公益社団法人福岡県作業療法協会 理事	（欠席）
安田 和義	公益社団法人北九州市薬剤師会 副会長	交代
山本 ミチ子	一般社団法人北九州市老人クラブ連合会 副会長	
吉田 良	公益社団法人北九州市医師会 副会長	交代

（５０音順 敬称略）

市幹部職員出席者名簿

【保健福祉局】

所属	氏名
地域共生社会推進部長	中原田 香織
地域支援担当課長	古野 由美子
認知症支援・介護予防課長	仲山 智恵
長寿社会対策課長	徳永 晶子
介護保険課長	齋藤 渉
地域リハビリテーション推進課長	宮永 敬市

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議開催要綱

（目的）

第１条 北九州市しあわせ長寿プランの推進及び次期北九州市しあわせ長寿プランの策定・推進にあたり有識者や市民で構成する「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議（以下「推進会議」という。）」を開催し、構成員相互の意見や情報の交換を通して幅広く意見を聞き、高齢者の支援と介護の質の向上を図る。

（所掌事務）

第２条 推進会議は、第１条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

- （１） 高齢者の活躍推進、社会貢献・地域活動に関すること
- （２） 介護予防・生活支援に関すること
- （３） 認知症対策に関すること
- （４） 権利擁護に関すること
- （５） 地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターの設置・運営等）に関すること
- （６） 在宅生活の支援に関すること
- （７） 介護保険に関すること
- （８） 地域密着型サービス運営委員会（地域密着型サービスの運営等）に関すること
- （９） 在宅医療と介護の連携推進に関すること
- （１０） 在宅医療提供体制に関すること
- （１１） その他市民や事業者の参画など高齢者施策の推進に関する必要事項について意見交換し、助言を行う必要があると認められるもの

（構成員）

第３条 構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が選任する。

- （１） 介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は被保険者
- （２） 介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等
- （３） 地域における保健・医療・福祉関係者
- （４） 学識経験者
- （５） その他保健福祉局長が適当と認めた者

（任期）

第４条 構成員の任期は就任日より令和８年３月３１日までとする。

- 2 構成員が欠けた場合は、補欠の構成員を置くことができる。この補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長、副座長は、保健福祉局長が選任する。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 保健福祉局長は、第2条に定める事項に関する意見や情報を聴取し助言を得るため、当該事項ごとに構成員を招集し、構成員の意見を踏まえ会議を開催し運営する。

- 2 保健福祉局長は会議の運営に必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への参加を求めることができる。
- 3 推進会議は、第1項に基づき招集された会議において、第2条に掲げる事項ごとに意見交換し、助言を行う。
- 4 第2項により会議に参加する者は、第3項に定める意見交換および助言に参画する。
- 5 第1項に定める会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、当該会議の決定により非公開とする。
 - (1) 不開示情報(北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第7条)に該当する事項について、意見交換等を行う場合
 - (2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の公開)

第7条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
 - (2) 議題
 - (3) 開催日時
 - (4) 開催場所
 - (5) 出席した者の氏名
 - (6) 議事の概要
 - (7) 会議経過(発言の内容)
 - (8) その他必要な事項
 - (9) 問い合わせ先
- 2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席

した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

（推進会議の庶務）

第8条 推進会議及び第6条に基づき招集される会議の庶務は、保健福祉局において処理する。

（その他）

第9条 ここに定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議の運営について

(要綱第6条関係)

- 第1条 要綱第6条に基づく会議は、別表の区分により行う。
- 2 前項に定める会議は、別表の区分ごとに、各会議の構成員の互選により選任された代表と副代表を置く。但し、別表の区分6の代表は要綱第5条に定める座長が、副代表は要綱第5条に定める副座長が務める。
- 3 第1項に定める会議は、要綱第1条に定める「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」の開催期間において継続開催を認める。
- 4 前項に基づき要綱第1条に定める会議を継続開催する場合、その構成員についても継続召集できる。この場合、第2項により選任された代表及び副代表も継続して務める。
- 5 要綱第6条第2項により参加を求められた者は、別表に定める区分および意見聴取等を行う項目に従い、該当する会議に参画する。

(要綱第8条関係)

- 第2条 要綱第8条に定める庶務は、保健福祉局長寿社会対策課、同認知症支援・介護予防課、同地域福祉推進課、及び同介護保険課において処理する。

別表

区分	意見聴取等を行う項目	庶務担当
1 介護 予防・ 活躍推 進に関 する会 議	要綱第2条第1号、第2号および第11号に関する こと 【具体的項目】 (1) 高齢者の活躍推進に関する こと (2) 高齢者による社会貢献・地域活動の支援に 関すること (3) 介護予防事業等の推進に関する こと (4) 介護予防・生活支援サービス事業に関する こと (5) 一般介護予防事業に関する こと (6) その他、当会議で処理する必要があると認 められるもの	認知症支援・ 介護予防課
2 認知 症施策 推進に 関する 会議	要綱第2条第3号および第11号に関する こと 【具体的項目】 (1) 総合的な認知症対策の推進に関する こと (2) その他、当会議で処理する必要があると認 められるもの	認知症支援・ 介護予防課

3 地域包括支援に関する会議	要綱第2条第4号、第5号、第6号、第9号、第10号および第11号に関すること 【具体的項目】 (1) 地域包括支援センター運営協議会に関すること (2) 指定介護予防支援に関すること（指定介護予防支援事業者の指定・拒否に関すること） (3) 介護保険以外の在宅支援に関すること（他の会議に属することを除く） (4) 介護予防・生活支援サービス事業に関すること (5) 高齢者の虐待防止や権利擁護の推進に関すること (6) 高齢者介護にかかる苦情・相談に関すること（他の会議に属することを除く） (7) 在宅医療・介護連携推進事業の運営に関すること (8) 在宅医療提供体制に関すること (9) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの	地域福祉推進課
4 介護保険に関する会議	要綱第2条第6号、第7号および第11号に関すること 【具体的項目】 (1) 介護保険事業計画に関すること (2) 地域密着型サービス運営委員会に関すること（他の会議に属することを除く） (3) 介護サービスの質の確保に関すること (4) 高齢者の住まいに関すること (5) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの	介護保険課

5 地域 密着型 サービスに 関する会 議	要綱第2条第8号および第11号に関する事 【具体的項目】 (1) 地域密着型サービス運営委員会に関する 事(地域密着型サービスの指定・拒否に 関する事) (2) 介護保険にかかる施設整備に関する事 (3) その他、当会議で処理する必要があると認 められるもの	介護保険課
6 1か ら5に 係る調 整会議	要綱第2条に関する事で、1～5に掲げる会議 間で調整が必要な項目に関する事	長寿社会 対策課

北九州市しあわせ長寿プランの目標・施策の方向性と担当分野別会議

【ビジョン】 高齢者が健康で生涯現役を目指し、自分らしく安心して、人生 100 年時代を幸福に暮らすことができるまち

目標	施策の方向性	メインで 議論する 分野別 会議名
1 目指そう 活力ある 100年 ～健康長寿～	1 人や社会とつながり続け、 役割をもって活躍できる機会の創出	介護予防・ 活躍推進に 関する会議
	2 生涯を通じた健康づくり・介護予防	
2 人情息づく 支えあいのまち ～地域共生社会～	1 人のつながりが幸せや安心を生む 支えあいの地域づくり	地域包括 支援に 関する会議
	2 認知症にやさしいまちづくり (北九州市認知症施策推進計画 (北九州市オレンジプラン))	認知症 施策推進に 関する会議
	3 尊厳のある自分らしい暮らし を守る権利擁護の推進 (北九州市成年後見制度利用促進計画を含む)	地域包括 支援に 関する会議
	4 介護者（ケアラー）のサポート	地域包括 支援に關する会議 認知症 施策推進に 関する会議
3 選べる自由が 感じられる 多彩なケア ～安全・安心・ 自己決定～	1 不安を安心へ	地域包括 支援に 関する会議
	2 介護サービス等の提供体制の充実 及び介護保険制度の安定した運営	介護保険に 関する会議
	3 安全・安心に暮らし続けられる 環境づくり	全分野別 会議